又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（判決書又は調書判決が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。以下この項において同じ。）には、その起訴状その他の書面又は電磁的記録に記載され又は記録された事実をも記載し、又は記録しなければならない。ただし、抄本について当該部分を記載し、又は記録することを要しない場合は、この限りでない。

7　判決書に公判調書に記録された証拠の標目が引用された場合において、訴訟関係人の請求があるときは、その判決書の謄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録）又は抄本（判決書が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）には、その公判調書に記録された証拠の標目をも記載し、又は記録しなければならない。

8　第三十四条の二第一項から第六項まで、第八項、第十項、第十二項及び第十四項の裁判書の謄本に代わるものには、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判長又は裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　裁判書の謄本に代わるものが書面である場合　記名押印すること。

二　裁判書の謄本に代わるものが電磁的記録である場合　裁判書の謄本に代わるものが裁判長又は裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該裁判書の謄本に代わるものの改変を防止するために必要な措置をとること。

（公務員の書類等）

第五十八条　官吏その他の公務員が作るべき書類又は電磁的記録には、特別の定めのある場合を除いては、当該公務員が、年月日を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとり、その所属の官公署を表示しなければならない。

一　作るべきものが書類である場合　署名押印すること。

二　作るべきものが電磁的記録である場合　電磁的記録が当該公務員の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

2　裁判官その他の裁判所職員が作成すべき裁判書、調書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項に規定する略式命令抄本等を含む。）（以下この項において「裁判書等」という。）（書面であるものに限る。）又は裁判書等の謄本若しくは抄本（裁判書等が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書等に記録されている事項の全部又は一部を記載した書面であつてその内容が当該裁判書等に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）のうち、訴訟関係人その他の者に送達、送付又は交付（裁判所又は裁判官に対してする場合及び被告事件の終結その他これに類する事由による場合を除く。）をすべきものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

3　検察官、検察事務官、司法警察職員その他の公務員（裁判官その他の裁判所職員を除く。）が作成すべき書類（裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その書類の謄本若しくは抄本を作成する場合又はその公務員が作成すべき電磁的記録に記録されている事項

6　判決書に公判調書に記載された証拠の標目が引用された場合において、訴訟関係人の請求があるときは、その判決書の謄本又は抄本には、その公判調書に記載された証拠の標目をも記載しなければならない。

7　第三十四条の二第一項から第四項まで、第六項及び第八項の裁判書の謄本に代わるものには、それぞれその根拠となる規定によるものである旨を記載し、裁判長又は裁判官が、これに記名押印しなければならない。

［新設］

（公務員の書類）

第五十八条　官吏その他の公務員が作るべき書類には、特別の定めのある場合を除いては、年月日を記載して署名押印し、その所属の官公署を表示しなければならない。

［新設］

2　裁判官その他の裁判所職員が作成すべき裁判書、調書、令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）又はそれらの謄本若しくは抄本のうち、訴訟関係人その他の者に送達、送付又は交付（裁判所又は裁判官に対してする場合及び被告事件の終結その他これに類する事由による場合を除く。）をすべきものについては、毎葉に契印し、又は契印に代えて、これに準ずる措置をとらなければならない。

3　検察官、検察事務官、司法警察職員その他の公務員（裁判官その他の裁判所職員を除く。）が作成すべき書類（裁判所又は裁判官に対する申立て、意見の陳述、通知その他これらに類する訴訟行為に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その書類の謄本又は抄本を作成する場合には、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。